

## 第4章 特許料等の減免に係る 関係法令の見直し

### 1. 改正の必要性

#### (1) 現行制度

現在、特許法、産業技術力強化法（以下「強化法」という。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「TLO法」という。）、産業活力再生特別措置法（以下「産業再生法」という。）において、各法それぞれの政策目的により公的研究機関等に対する特許料等の減免措置が以下のように規定されている。

#### ○現行の特許料等の減免・猶予措置

	減免・猶予	根拠法
国（国立大学、国立試験研究機関を含む。）	免除	特許法第107条、第195条
独立行政法人（政令で指定された法人に限る。）	免除	特許法第107条、第195条
大学（公私立大学）、大学教員	半額	強化法第16条
承認TLO（国立大学以外の大学の研究成果）	半額	産業再生法第32条、第33条
認定TLO（国立大学の研究成果）	免除	TLO法第12条
認定TLO（国の試験研究機関・独立行政法人の研究成果）	免除	TLO法第13条
産業技術力強化に資する者（研究開発型中小企業）	半額	強化法第17条
資力に乏しい法人等	半額等	特許法第109条、第195条の2

- （注）・免除とは、特許料及び審査請求手数料等の手数料が免除されることを表す。  
・半額とは、特許料（第1年～第3年分）及び審査請求手数料が半額に軽減されることを表す。  
・半額等とは、特許料（第1年～第3年分）が免除・軽減または猶予されること、及び審査請求手数料が免除または半額に軽減されることを表す。

## ① 特許法

特許法においては、国庫内の資金循環を防ぐ観点から、国（国立大学、国の試験研究機関を含む。）及び政令で指定される独立行政法人について特許料及び各種手数料のほぼ全てを免除している（第107条及び第195条）。また、発明の権利化費用の不足による発明意欲の減殺や発明の秘匿を回避する観点から、資力に乏しい法人等に対して特許料等を半額にする等の軽減・猶予措置を設けている（第109条及び第195条の2）。

（参考） 資力に乏しい者に対する軽減・猶予措置

資力に乏しい個人

① 生活保護を受けている又は市町村民税が課されていない者

第1年～第3年分の特許料及び審査請求料の免除（特許法施行令第15条の2第1項、特許法等関係手数料令第1条の4第1項）

② 所得税が課されていない者

第1年～第3年分の特許料の納付の猶予（特許法施行令第15条の2第2項）、審査請求料を半額に軽減（特許法等関係手数料令第1条の4第2項）

資力に乏しい法人

第1年～第3年分の特許料の納付の猶予（特許法施行令第15条の2第1項）、審査請求料を半額に軽減（特許法等関係手数料令第1条の4第2項）

なお、資力に乏しい法人等の要件は、特許法施行令第14条、特許法等関係手数料令第1条の2に規定されている。

## ② 産業技術力強化法

強化法においては、産業技術力強化のため、大学（国立大学は特許法の規定において特許料等の納付義務がないため、実際は公私立大学が対象）、大学等の研究者やその他産業技術力強化を図るために特に必要なものとして政令で定める者（研究開発型中小企業を指定）に対して、審査請求手数料及び特許料（第1年～第3年分）を半額とする軽減措置を設けている（第16条及

び第17条)。

### ③ TLO法

TLO法においては、大学や国の試験研究機関、独立行政法人の研究成果の技術移転を促進する観点から、技術移転機関である承認TLO及び認定TLOについて、研究成果の生み出された大学（大学研究者を含む。）、国の試験研究機関、独立行政法人に係る減免措置と同様の措置を講ずるため、特許料等を免除あるいは軽減している。具体的には、産業再生法第32条及び第33条において承認TLOの減免措置が規定され、TLO法第12条及び第13条にて認定TLOの減免措置が規定されている。

## (2) 改正の必要性

### ① 国立大学等（国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校）の法人化

これまで、国として特許料等の納付義務のなかった国立大学については、平成15年の通常国会において国立大学等を法人化する法律が成立した。これにより、平成16年度から国立大学等は国の機関ではなくなり、国立大学法人等は特許法第107条及び第195条における特許料等の納付義務の免除措置の対象外となる。

この結果、国立大学法人等については、公私立大学と同様に、大学一般に対して軽減措置を行っている強化法の適用の対象となるため、特許法等の一部を改正する法律においては、国立大学法人等に対する特段の法改正は行わない。

### ② 特殊法人等を起源とする研究開発型独立行政法人の発足

現在、料金の減免措置の対象となっていない特殊法人等（特殊法人及び認可法人）については、平成13年通常国会において成立した特殊法人改革基本法により、平成15年10月以降、順次独立行政法人に移行する。これに伴い、研究開発型特殊法人等を起源とする独立行政法人と従来の国の試験研究機関

を起源とした独立行政法人は、同じく国から運営費交付金を受けて試験研究を業務として行うこととなる。

しかし、独立行政法人を対象とする現在の措置は、国を起源とする独立行政法人のみを対象としており、特殊法人等を起源とする独立行政法人に対しでは、その対象とすることはできない。一方で、双方に異なる減免措置を適用すれば相互のバランスを欠くこととなるため、これらに対する減免措置を同一のものとする必要がある。

かかる減免措置の内容としては、これら独立行政法人が産業技術力強化の観点から大学と同様に重要な存在とされていることを踏まえ、大学と同様の内容の軽減措置を行う必要がある。

### ③ 公設試験研究機関

現在、公設試験研究機関（地方公共団体におかれる試験所、研究所その他の機関）については、特許料等の減免措置の対象とされていない。

しかしながら、構造改革特区の議論における地方自治体からの減免の対象化の要望が強かったこと、強化法において公設試験研究機関の果たす役割は産業技術力強化に重要である旨規定されていること、また、知的財産基本法第2条においても、大学、独立行政法人等と併せて公設試験研究機関が「大学等」として等しく取り扱われることを踏まえ、産業技術力強化の観点から、大学、独立行政法人と同様の取扱いとすることが必要である。

### ④ TLO

国立大学等が法人化し国から外れることに伴い、公私立大学と同様の減免措置の適用対象となるため、これまで国立大学の研究成果であって国有の特許権等を取扱っていた認定TLOに関しても、同様の措置となるよう整備する必要がある。

また、独立行政法人に関する特許料等の減免措置の見直しも行われることから、独立行政法人の研究成果を取扱う認定TLOに関して規定されたTLO

法第13条についても改正する必要がある。

## 2. 改正の概要

### (1) 独立行政法人及びその認定TLO

#### ① 特許法

現行の特許法第107条及び第195条の規定において、特許料等の納付義務が生じないとする対象から、独立行政法人を削除する。

実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。）についても同様の改正を行う。

#### ② 産業技術力強化法

第16条第1項及び第2項に第3号として、独立行政法人に対する軽減措置を新たに規定し、大学と同様の減免措置を規定する。具体的に対象となる独立行政法人は、その個々の法人の業務内容等を踏まえつつ、産業技術力強化の観点から政令において個別に列挙する。

#### ③ TLO法

独立行政法人を対象とする減免措置の改正に合わせ、独立行政法人に係る研究成果を取扱う認定TLOに関して減免措置を改正する。

具体的には、国の試験研究機関及び独立行政法人の認定TLOについて規定している第13条について、独立行政法人の認定TLOについてのみを規定（国立試験研究機関に関しては第12条に繰り上げて規定）し、独立行政法人に対する減免措置と同様の規定を設ける。

### (2) 国立大学等及びその承認TLO

#### ① 産業技術力強化法

特許法等の一部を改正する法律においては、特段の改正は行わない。国立

大学法人等については、法人化に伴い第16条第1項第2号及び第2項第2号の適用対象となる。

また、国立大学等の法人化に伴い、強化法において規定の整備（国立大学に関する規定を廃止する等）が必要となるが、同改正に関しては、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において行う。

## ② TLO法

国立大学等の研究成果の移転を取扱うTLOについては、国と同様に料金の納付義務のない現在の認定TLO制度を廃止し、公私立大学のTLOと同様に、第4条に規定される承認TLOに統合する。

具体的には、国立大学等の認定TLOについて定めていたTLO法第12条を削除する。（第12条には、国の試験研究機関について第13条から繰り上げて規定される。）

## ③ 公設試験研究機関

強化法第16条第1項及び第2項に第4号を新設し、公設試験研究機関に対して、大学と同様の軽減措置を規定する。

# 3. 特許法等の改正条文の解説

## ◆特許法第107条

（特許料）

第一百七条（略）

- 2 前項の規定は、国に属する特許権には、適用しない。
- 3 第一項の特許料は、特許権が国又は第百九条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下のこの項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めが

あるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4・5 (略)

本条第2項の規定において、第1項の特許料の納付義務が生じないとする対象から独立行政法人を削除した。また、国と政令で指定された独立行政法人が共有する場合は第1項の特許料の規定を適用しないとする改正前の第3項も削除した。

同様に、従来の第4項に規定されていた国等（国又は政令で定める独立行政法人）と国等以外の者の共有にかかる規定についても、改正後の特許法第107条第3項で取り扱うこととした。

## ◆特許法第195条

(手数料)

第百九十五条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

5 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

6 特許を受ける権利が国又は次条の規定若しくは他の法令の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する出願審査の請求の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

7～12 (略)

本条第4項の規定において、第1項から第3項までの各手数料の納付義務が生じないとする対象から独立行政法人を削除した。また、国と政令で指定された独立行政法人が共有する場合も第1項から第3項までの各手数料の納付義務がないとする改正前の第5項も削除した。

#### 【関連する改正事項】

- ◆実用新案法第31条（登録料）
- ◆実用新案法第54条（手数料）
- ◆意匠法第42条（登録料）
- ◆意匠法第67条（手数料）
- ◆商標法第40条（登録料）
- ◆商標法第76条（手数料）
- ◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第40条（手数料）

実用新案登録出願に係る登録料、意匠登録出願に係る登録料、商標登録出願に係る登録料についても、国と同様に登録料の納付義務が生じないとする対象から独立行政法人を削除した。

また、実用新案法第54条、意匠法第67条、商標法第76条及び特例法第40条に規定された手数料についても、国と同様に手数料の納付義務が生じないとする対象から独立行政法人を削除した。

## ◆産業技術力強化法第16条

(特許料等の特例)

第十六条 (略)

一・二 (略)

三 その特許発明が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって、高等専門学校を設置する者であるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）であって試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものの役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者（以下この条において「独立行政法人研究者」という。）がした職務発明である場合において、その独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該独立行政法人

四 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 その発明が独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、その独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該独立行政法人

四 (略)

### (1) 対象となる独立行政法人

強化法において、特許料等の軽減措置の対象となる独立行政法人は、条文上明記されているとおり、試験研究に関する業務を行う独立行政法人であり、「そ

の業務の内容その他の事情を勘案して」政令（産業技術力強化法施行令）で定めると規定した。国庫内の資金循環を防ぐ観点から、特許取得の可能性がある独立行政法人を料金の納付義務が生じない対象としていた従来の特許法と異なり、産業技術力強化の観点から対象となる独立行政法人を規定した。

また、「政令で定めるもの」とした趣旨は、試験研究型の独立行政法人のうち、当該軽減措置を講ずることにより研究成果の権利取得を促進し、その権利が民間企業に技術移転されることが期待できるなどの本法固有の要件に鑑み、適當と思われる独立行政法人を個別明示的に対象とするためである。これはTLO法第13条第1項に規定する「試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの」と同様の趣旨である。

## (2) 高等専門学校を設置する者に関する適用除外

平成15年通常国会において成立した独立行政法人国立高等専門学校機構法によって、国立高等専門学校は独立行政法人高等専門学校機構に改組される。この際、高等専門学校に係る特許料等の軽減を規定した本条第1項第2号、第2項第2号において措置することを明確化するため、「高等専門学校を設置する者であるもの以外のもの」との規定を置き、当該法人を本条第1項第3号、第2項第3号の適用対象から除外した。

## (3) 職務発明

本規定では、現行の大学や高等専門学校に係る規定と同様に、減免措置の対象として「独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの」の研究者がした職務発明に限定した。この理由は、研究委託等により、民間企業など他の主体に属する従業員等による発明について、当該独立行政法人の特許取得の促進を求めているのではなく、産業技術力強化の観点からは、公的研究機関における自らの従業員等について研究開発のインセンティブを与えることが求められているためである。

◆産業技術力強化法第16条

(特許料等の特例)

第十六条 (略)

一～三 (略)

四 その特許発明が公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。以下この条において同じ。)の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「公設試験研究機関研究者」という。)がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

2 (略)

一～三 (略)

四 その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、その公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

(4) 対象となる公設試験研究機関

減免措置の対象となる公設試験研究機関とは、地方公共団体が設置する試験所、研究所等を指す。具体的な定義の仕方は、「地方公共団体の一般職の任期付任用等に関する法律」の規定を採用した。

公設試験研究機関は大学や独立行政法人と異なり、法律等ではなく地方公共団体の条例等によって設置され、業務を規定されるものであることから、政令等で個別列挙することは困難である。このため、個別の申請毎に、申請を行う機関が試験研究に関する業務を行う機関であることの確認を行い、適合する機関に対しては特許料等の軽減措置を行うものとする。

なお、平成15年の通常国会において地方独立行政法人法が成立し、これによ

り、従来の公設試験研究機関の一部が地方独立行政法人としての試験研究機関となるが、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において地方独立行政法人に関する規定を強化法第16条第1項及び第2項に第5号として新設する。したがって、本法においては、特に手当を行わない。

## (5) 職務発明

本規定において、公設試験研究機関の研究者がした職務発明に限定しているのは、本条第1項第3号、第2項第3号の独立行政法人の規定と同様の理由によるためである。

## ◆TLO法第12条

### (特許料の特例等)

第十二条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの（以下「特定試験研究機関」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一～三 (略)

- 2 特定試験研究機関を所管する大臣は、前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 特定試験研究機関を所管する大臣は、第一項の規定による認定をした

とき、及び前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

4 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第一百七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であって当該認定事業者に属するものに準用する。

- 一 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権
- 二 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許権

5 特許法第百九十五条第四項の規定は、前項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であって当該認定事業者に属するものについて同条第一項から第三項までの規定により手数料（政令で定めるものに限る。）を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

6～8 (略)

9 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であって当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第一百七条第二項」とあるのは「実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第百九十五条第四項」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第六項中「特許法第百九十五条第一項又は第二項」とあるのは「実用新案法第五十四条第一項又は第二項」と、「出願審査の請求の手数料」とあるのは「実用新案技術評価の請求の手数料」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

改正前のTLO法第12条は、国立大学の研究成果であって国有の特許権等を取り扱う認定事業者（以下「国大認定TLO」という。）について定めたものであった。国立大学の法人化に伴い、国立大学法人の研究成果に係るTLOに関しては、公私立大学と同様の承認TLOによる措置に移行することとなり、従来の国大認定TLO制度は廃止する。したがって、従来の第12条を削除し、代わりに改正前のTLO法第13条に規定していた国の試験研究機関の研究機関の研究成果を取り扱う認定事業者（以下「国研認定TLO」という。）の規定について、条を繰り上げる。

実用新案権及び実用新案登録を受ける権利についても、国研認定TLOは国の試験研究機関と同様に納付義務を生じないとする措置を講じるため、第12条第9項において同条第4項から第8項までの規定を準用する。

なお、現在の国大認定TLOの事業内容は、大学の研究成果であって国以外の者に属する特許権等を取り扱うと定義されている第2条第1項の「特定大学技術移転事業」に概念上自動的に整理されるものであり、第4条第1項の規定に基づく承認を受けることができる。

## ◆ TLO法第13条

### 第十三条 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であって試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る試験研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業（以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」という。）を行う者は、当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、その事業が次の各号のいず

れにも適合している旨の認定を受けることができる。

二 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

三 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。

三 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に準用する。

3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

独立行政法人が、特許法において納付義務を生じないと規定する対象から、強化法における軽減措置の対象へ移行することに伴い、独立行政法人の研究成果を取り扱う認定事業者（以下「独法認定TLO」という。）に対する減免措置について改正した。

改正後の強化法に規定される独立行政法人に対する軽減措置は、大学等と同様に、審査請求手数料及び特許料（第1年～第3年分）が半額軽減となる。これに併せて、本条では独立行政法人と同様な軽減措置を独法認定TLOについても規定した。

なお、改正前のTLO法第13条に規定されていた国研認定TLOについては第

12条に規定した。

#### ◆TLO法第14条

(報告の徴収)

第十四条 (略)

2 特定試験研究機関又は試験研究独立行政法人を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者又は前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

本条では、国大認定TLOの規定の削除に伴い改正前の第2項を削除し、独立行政法人を所管するそれぞれの大蔵が、そのTLOに対し業務状況報告を求めることができることとした。

#### ◆TLO法附則第3条

附 則

(承認事業者に係る特許料等に関する特例措置等)

第三条 承認事業者が国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）又は独立行政法人国立高等専門学校機構から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）附則第三条第一項各号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願（同年四月一日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。）に

係るものに限る。) であって承認事業者に属するものについて特許法第二百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第二百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第一項の規定により納付すべき手数料の納付については、承認事業者を国とみなして特許法第二百七条第二項、第二百九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権の手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第四条 (略)**

国立大学法人法、独立行政法人国立高等専門学校機構法により平成16年4月から国立大学等は法人化されるが、これに伴い、国立大学等に係る機関帰属特許については、特許法第107条及び第195条における特許料等の全額免除措置から強化法第16条における審査請求手数料及び特許料(第1年～第3年分)の半額軽減措置に移行する。しかしながら、この措置を平成16年4月から行うこととは、特許権の機関帰属に向けた体制整備も含め、法人化直後の国立大学法人等の運営に多大な影響を与えることとなる。したがって、国立大学法人等に係る軽減措置への移行については、3年間の猶予期間を設けることとし、平成19年4月から施行する。なお、この経過措置は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において措置される。

国立大学等に帰属する特許は国立大学法人等に承継されるため、認定TLOではなく、TLO法第2条に規定する承認TLOにおいて取り扱うこととなる。大学の研究成果の民間事業者への移転を促進するというTLO制度の趣旨に鑑みると、TLOを利用した場合の特許料等の負担が大学自身で出願、維持等を行った場合に比べ不利にならないようになることが必要である。したがって、国立大学法人等に対して講じる3年間の猶予措置を、国立大学法人等から特許

権等の譲渡を受ける承認TLOに対しても講じることが適切であり、国立大学法人等から特許権等の譲渡を受ける承認TLOについては、平成19年4月までは従来の国大認定TLOと同様の取扱いとする。